

## 【憲法】

### 問題

Yは、A県内において市長や県議会議員などの経歴がある政治家である。またYは、近く(2021年10月)行われるA県知事選挙に立候補を予定していた。

Xは、A県内に居住し、月刊雑誌「県政ジャーナル」を発行して県政に関する諸々の情報を発信していた。Xは、Yが県知事選挙に立候補予定であることを知り、近々発売予定の「県政ジャーナル」2021年9月号に「権力主義者Yの実像」と題する記事(以下、本件記事)を記載した。この記事には、Yについて、「天性の嘘つきである」、「市長在任中に建設業者から多額の金員を受け取っている」、などが記載されていたが、それらは明白な虚偽であった(Yは清廉潔白な政治家であった)。

Yは、「県政ジャーナル」9月号の記事の内容およびこの雑誌が近く発売予定であることを事前に知り、この9月号の印刷、頒布等の禁止を命ずる仮処分を地方裁判所に申請したが、同裁判所は無審尋でこれを相当とする仮処分決定を下した。

Xとしては、この仮処分は憲法に反すると考え、弁護士であるあなたの事務所を訪れた。

### 設問

あなたは、Xに対して、どのような見解(憲法上の見解に限定する)を提示するか、論じなさい。